

監 査 委 員

18年監査公表第8号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月19日

京都府監査委員 梅原 勲
同 佐藤 宏
同 道林 邦彦
同 村山 佳也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

から平成18年7月11日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 平成17年7月12日開催の京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）において、委員の1人（以下「当該委員」という。）が京都弁護士会新会館（以下「弁護士会館」という。）の建設に係る責任者であったことを理由に、弁護士会館の不動産取得税決議書に係る部分公開決定に対する不服申立て事案（以下「本件事案」という。）の審議に加わらず、判断回避をした。

イ これは、審議事案の一つとはいえ職務の放棄をしたものであり、審議に加わっていないにもかかわらず、違法に当該委員に対して報酬等14,600円の支出（以下「本件支出」という。）がされた。

上記の主張を証する書面として、情報公開審査会委員報酬及び旅費明細書兼領収書の写し並びに平成17年3月30日及び平成17年7月12日開催の審査会議事録の写しの提出があった。

(2) 請求人の措置請求

京都府知事に対して、本件支出された金額相当額の返還措置を請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局

総務部

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成18年7月31日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、総務部総務調整課法制室（以下「法制室」という。）の職員2名が立ち会った。

2 当日は、 が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

(1) 住民監査請求に至った理由は、数点あるが、この問題は、無料法律相談等に端を発している。行政が法律相談と銘打つことはできず、弁護士以外の者が法律相談を名乗ることができないことは承知しているが、弁護士会館の中で法律相談することを理由に弁護士会の私的財産である弁護士会館の建設費用を行政に負担させたことは問題である。

(2) 弁護士会館の不動産取得税等は、その公共性を理由として減免されている。そこで、京都府に対して不動産取得税の算出根拠や考え方について、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、不動産取得税決議書の公文書公開請求を行ったが、公開されなかった。

不動産取得税の算出根拠、建物内部の面積や減免内容については、地方税法（昭和25年法第226号）の守秘義務の対象となるのかもしれないが、減免対象スペースの算出の仕方などにごまかしがあるので同法の情報の秘密事項には当たらないと思う。

(3) この部分公開決定について不服申立てをしたところ、当該委員は、弁護士会館の建設に係る実質的な責任者であったことを理由として審議に参加しなかった。

当該委員は、弁護士会館の不動産取得税の減免内容について、むしろ責任者として審査会の席上で説明責任を果たすべきであったにもかかわらずこれをしなかった。

(4) また、現在の審査会の会長は、長年委員を務め、ベテランではあるが、審議の回避を認めて、すぐに運営規則を変えるというようなことをしている。また、他の委員も審議の回避を簡単に認めるなど、1人の委員の意見に左右される審査会のあり方は、府民のためにならないと思う。

第5 関係執行機関の陳述

1 総務部総務調整課法制室長に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、
が、陳述に立ち会った。

2 法制室の職員2名が出席し、法制室長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

(1) 委員が審議を回避した経過については、平成17年3月30日開催の審査会において、本件事案の審議に先立ち、当該委員から、「弁護士会館建設の実質的な責任者であったことから本件事案の審査に加わるべきでない。」との申出があった。

平成17年3月30日の時点では、回避手続について審査会の関係規程には明文規定がなかったために京都府情報公開審査会規則（昭和63年京都府規則第35号。以下「規則」という。）第5条において「審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」旨規定されていることから、会長が当該委員の回避について審査会に諮り、本件事案について当該委員の回避が承認された。その結果、当該委員は、本件事案についての審議に加わっていない。

(2) 平成17年5月10日開催の審査会において、京都府情報公開審査会運営要領（平成13年6月12日施行。以下「運営要領」という。）を改正し、回避に関する規定を整備した。

(3) 平成17年7月12日開催の審査会において、4件の事案について審議を行ったところであり、当該委員は、本件事案の審議中、退席の上、別の場所で待機をしたもので、本件事案以外の事案3件の審議にはすべて出席し、公務に従事している。

以上のとおり、審議の回避には何ら不適切な点はなく、本件支出は適正な支出と認識している。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、法制室からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 審査会について

情報公開条例第17条の規定による公文書の公開決定等に対する不服申立てについて調査審議するために、審査会が置かれ、この審査会は5名の委員により組織されている。

(2) 審査会における審議回避の経過等について

ア 平成17年3月30日開催の審査会において、本件事案の審議に先立ち、当該委員から、弁護士会館の建設当時の実質的な責任者であったことを理由として審議の回避の申出があり、規則第5条の規定により、会長が審査会にこの取扱い

について諮り、当該委員の回避が承認されるとともに、審査会における回避の規定の整備が提案された。

イ 平成17年5月10日開催の審査会で運営要領の一部改正が行われ、回避に関する規定（運営要領第4）が設けられた。

ウ 監査請求に係る平成17年7月12日開催の審査会において、4件の案件が審議に付され、本件事案については当該委員から運営要領第4の規定により審議の回避の申出があり、回避が承認された。当該委員は、本件事案の審議の間、別の場所で待機したが、同日審議された他の3件の事案については、審議に加わった。

エ 平成17年7月12日開催の審査会における本件事案の審議に当たって、当該委員の回避により、会長を含む3名の委員による審議となったが、規則第3条第2項の規定により、会長及び2名以上の委員の出席により会議を開くことができるため、審査会は有効に成立している。

(3) 委員報酬等の支給について

ア 京都府は、審査会の委員に対し、法第203条の規定並びに京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例（昭和28年京都府条例第5号。以下「条例」という。）に基づいて、報酬を支給し、職務を行うために要する費用弁償をしている。当該委員に対しても、条例に基づき報酬月額15,000円を支給し、費用弁償として旅費2,640円（旅費の内訳は、交通費440円及び日当2,200円）を算出し、報酬から所得税3,040円を控除した上で、14,600円を支給している。

イ 委員報酬は月額で定められており、当日審議された事案の一つについて審議を回避したとしてもそのことによって減額されるものではない。

費用弁償は、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）中9級（現7級）の職務にある職員相当の旅費額とされ、交通費及び日当が支給される。

なお、日当は、全日当とされており、公務に従事した時間に応じて支給されるものではない。

2 判断

上記事実関係により検討すると

(1) 監査の対象となる平成17年7月12日開催の審査会における本件事案に係る当該委員の審議の回避は、運営要領第4の規定により適正な手続を経て承認されたものと認められ、請求人の主張する「職務の放棄」に当たらない。

(2) 当該委員は、有効に成立した平成17年7月12日開催の審査会に出席しており、本件支出は、条例の規定に基づき適正に支出されたものと認められる。

以上のことから、本件支出については、違法又は不当とするに足りる事由は、認められない。